



障がい者を対象とした主な制度について



以下に記載した制度はほんの一例となります。制度の詳細やその他支援制度について、市HPまたはながくて福祉ガイド(本市の公共施設や長久手市障がい者相談支援センター(※)にて配布)をご覧ください。福祉課または長久手市障がい者相談支援センターにお問い合わせください。

※長久手市障がい者相談支援センターとは

障がいの関係で悩み、不安に思っていることについて専門の相談員が対応する総合相談窓口です。必要に応じて適切なサービスの提供や、医療・相談・教育・療育の関係機関などを紹介します。(無料)

場 所 福祉の家1階(長久手市前熊下田171番地)

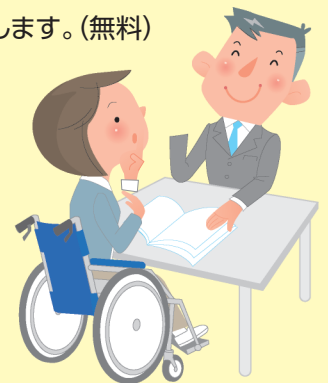
開所日 火曜日から日曜日(月曜日休所、ただし、月曜日が祝日となるときは開所し、翌日は休所)9:00~17:00まで

■電話 0561-64-2333 ■FAX 0561-64-2337

■メールアドレス shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp

相談内容(例)

- 日常生活で困っていることがあるんだけど。
- 仕事を探したいけれど、なかなか見つからない。
- 子どもの発達のことと相談にのってほしい。



生活支援関係 (以下はほんの一例です)

1 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

2 放課後等デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

3 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

4 就労継続支援(雇用型・非雇用型)

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。



※利用に際しては、障がいの程度や生活状況等が勘案されます。 ※「2放課後デイサービス」については子育て支援課が担当課となります。